

# Tax News Flash

#08/2023

## ESG Fund (TESG) の導入

タイ内閣は、2023年11月21日の閣議で、タイの持続可能な発展に貢献する事業への投資を促進するための税制優遇措置として、長期貯蓄基金である Thailand ESG Fund(以下「TESG」)の設立を承認しました。

所得を有し TESG のファンドを購入する個人は、毎年の課税事業年度において、課税所得の 30%を上限として投資金額の所得控除の適用が可能ですが(ただし 10 万バーツを限度とする)。さらに、ファンドの償還から得る差益は、歳入局が定める条件を充足する場合には非課税となります。税制上の優遇措置を受けるためには、ファンドを購入した個人は、購入日から 8 年以上保有する必要があります。

TESG は、2023 年 12 月初旬に法的に設立され、2032 年 12 月 31 日まで有効となる見込みです。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers  
(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志 (0 2844 1157/Mobile:08 18220338) [atsushi.uozumi@pwc.com](mailto:atsushi.uozumi@pwc.com)

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) [jun.takebe@pwc.com](mailto:jun.takebe@pwc.com)

中雄 俊和 (0 2844 1559/Mobile:06 25907638) [toshikazu.n.nakao@pwc.com](mailto:toshikazu.n.nakao@pwc.com)

武藤 慎也 (0 2844 1553/Mobile:06 25907619) [shinya.m.muto@pwc.com](mailto:shinya.m.muto@pwc.com)

山鳥 達彦 (0 2844 1276/Mobile:06 32706830) [tatsuhiko.y.yamadori@pwc.com](mailto:tatsuhiko.y.yamadori@pwc.com)

福井 情美 (0 2844 1321) [motomi.fukui@pwc.com](mailto:motomi.fukui@pwc.com)

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号 : (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。